

追加議案第 2 号

那須烏山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び那須烏山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

那須烏山市職員技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び那須烏山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 17 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び那須烏山市企業
職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
那須烏山市条例第 号

(那須烏山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 那須烏山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第38号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
(給与の減額) 第14条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合（労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇として許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2 略 3 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 4 略	(給与の減額) 第14条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合（労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇として許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2 略 3 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の<u>一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 4 略

(那須烏山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 那須烏山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第139号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
(給与の減額) 第15条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合（労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支	(給与の減額) 第15条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合（労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支

給する。 2 略 3 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 4 略	給する。 2 略 3 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 4 略
---	---

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。